

業務仕様書

2025 年度 課題別研修「地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築(A)」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構四国センター(以下「JICA 四国」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書(様式 1)の提出を公募する。

多くの途上国における食料生産は小規模農家が支えている。農業・関連産業を振興し、小規模農家が生計を立てられるようにすることは、食料を安定的に生産・供給し、食料安全保障を確保するために欠かせない。

本業務は、持続的且つ包摂的な農業・農村開発を推進し、農業・関連産業を振興することによって、農家の所得向上と農村部の経済活性化を通じ、農村部の貧困削減を実現するとともに、食料の安定的な生産・供給を通じ、食料安全保障を確保することを目的として実施される。

農業所得を向上するには、小規模農家であっても市場ニーズにあった農産物を生産・供給し、農業収益を上げることが必要である。一方、多様化・増大する消費者ニーズを農産物の市場ニーズに繋げるには、農産物の生産から加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながら付加価値の連鎖をつくること(FVC の構築)が必要である。また、FVC の構築の過程で育成される農産加工業等の産業は、一般的に労働集約的で、地域における雇用創出効果が高く、農村住民に農外収入の機会を提供するため、生計の多様化を通じた所得向上が期待される。

従って、農家の所得を向上し農村部の経済を活性化するには、小規模農家による市場ニーズにあった生産・供給を促しつつ、これら農家も裨益する包摂的な FVC の構築によって、農業・関連産業の振興に取り組む必要がある。

本業務の遂行にあたっては、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備える特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定である。

特定者は、「食料・生命・環境」の各視点から学ぶ独自のカリキュラムを提供しており、地産地消を志向し、地域農業クラスターや 6 次産業化に取り組む愛媛県とともに、県内の産官学の連携の中核を担う組織である。さらに、附属農場、食品健康科学研究センター、柑橘産業イノベーションセンター、水産研究センターなど研究を主導する

附属施設を有し、地域ブランド・特産品の共同開発に精力的に取り組む愛媛県内の町と連携協定を締結するなど、当該課題に複合的かつ包括的に貢献する上で豊富な知見を有する。以上のことから、特定者は、本研修で主な対象とする中南米地域についての当該分野の学術的講義指導、県や市町村での視察等プログラムの実施、アクションプラン作成指導を通じ、参加研修員の自国で適応可能な実践的な内容の研修計画／運営能力を有しており、特定者以外での実施は困難であると考えている。

今般、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

1. 業務内容

(1) 業務名:

2025 年度 課題別研修「地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築(A)」に係る研修委託契約

(2) 案件概要:

「研修委託業務概要」のとおり

(3) 研修コース実施期間:(遠隔及び来日研修(遠隔を来日前後に2回実施))

2025 年度:

遠隔(事前) 2025 年 10 月上旬で約 2 週間(予定)

来日 2025 年 10 月下旬より約 3 週間(予定)

遠隔(事後①) 2026 年 1 月中旬、1 週間(予定)

遠隔(事後②) 2026 年 2 月上旬、1 週間(予定)

(4) 契約履行期間:

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日(予定)

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む

2. 応募資格

(1) 基本的要件:

1) 公示日において、令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

ただし、令和 7 年度は資格の更新時期にあたるため、申請時点において令和 04・05・06 年の全省庁統一資格(有効期限 2025 年 3 月 31 日)にて代替できるもの

とする。

2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不

当に利用するなどしている。

- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライ

ン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者

- ・ 個人情報取扱事業者

(2)その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

- 1)業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 2)業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請 書の提出	提出期間	2025年2月20日(木)正午まで
	提出場所	JICA 四国 業務課
	提出書類	下記参照のこと。
	提出方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。

(2) 審査結果の通知	通知日	2025年2月25日(火)に通知
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての 理由請求	請求場所	JICA 四国 業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2025年2月28日(金)
	回答予定日	2025年3月5日(水)
	回答方法	メール

提出書類:

- 1)参加意思確認書(様式 1)

- 2)提出場所・メールアドレス

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階

JICA 四国 (担当:堀 雅子)

電話:087-821-8826 Email: skictpr@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。

- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式 1)の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 四国では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 四国へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3. (3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、2(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要が

あります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届を作成し、競争参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください(押印省略可)。

2025 年度 課題別研修「地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築(A)」

研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2025 年度 課題別研修「地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築(A)」コース

(2) 技術研修期間 (予定)

2025 年 10 月から 2026 年 2 月まで (うち、研修実施月数は 2 カ月以内)

(3) 研修員 (予定)

1) 定員: 15 名

2) 研修対象国

キューバ(1)、ドミニカ共和国(1)、エルサルバドル(2)、グアテマラ(2)、ホンジュラス(1)、メキシコ(1)、ニカラグア(1)、アルゼンチン(1)、コロンビア(1)、エクアドル(1)、パラグアイ(2)、ペルー(1)

※ () 内は人数

3) 研修対象組織・対象者

FVC 構築・振興に関わる行政官、大学・研究機関、民間業界団体など

- ① 上記団体の中堅幹部以上、一定程度の意思決定ができる者
- ② アグリビジネス振興、FVC 構築・振興に関する業務経験を 5 年以上有する者
- ③ 原則として 30~50 才の者
- ④ 十分な西語能力を有する者

(4) 研修使用言語 西語

(5) 研修の背景・目的

途上国では安全な農作物・食品に対する消費者ニーズが高まっており、精算から加工・流通・販売・消費まで、一貫した高付加価値化のためのフードバリューチェーン(FVC)構築が求められている。本研修では海外展開を視野に入れながら、海外展開を視野に入れながら県内で農・畜産クラスターに取り組む愛媛県にて、産官学の連携による地域資源を活用した農・畜産 FVC 構築に係るノウハウの学習や、地元企業の視察を踏ま

えて、帰国後に自国にて実施する FVC 振興のための計画（アクションプラン）を立案する。

（6）案件目標

地域資源を活用し、地域に根差したアグリビジネス振興による地域活性化にむけた、フードバリューチェーン(FVC)の構築・振興のための提案が策定される。

（7）単元目標（アウトプット）

1. FVC の構築・振興のための、日本の施策・経験を学ぶ（産官学連携、6次産業化モデル等）。
2. FVC の要素技術を保有する企業の視察を通じて、自国の FVC の技術的革新、課題解決について考察する。
3. 自国の FVC 構築・振興のためのアクションプランを策定する。

（8）研修内容

1）研修項目

【事前活動】

各所属組織において、所掌地域のアグリビジネス振興、FVC開発に関する現状及び取り組みを整理する。

【本邦研修】

1. （1）FVC概論 （2）FVC構築・振興のための手法としての産官学連携・6次産業化モデル

＜行政機関の取り組み＞

（ア）農林水産省の取り組み（グローバルフードバリューチェーン推進事業、6次産業化推進に係る各政策・制度について）

（イ）愛媛県庁及び愛媛県内各自治体の取り組み

＜愛媛大学の取り組み＞

愛媛県における1次・2次・3次産業それぞれのFVCにおける取り組み、産学連携先の地域関係者や専門家との連携事案、

JICA専門家によるSHEPの1日講義（2025年10月27日～30日に実施）

＜民間の取り組み＞

（ア）6次産業化の事例（地産外消を実践する企業、農協、観光農園等）

（イ）地域産業クラスターの視察

2. 企業の視察

3. FVC 振興のためのアクションプラン作成

2) 研修方法

1. 来日前遠隔研修：オンラインにて講義動画の視聴、質疑応答、グループディスカッション
2. 本邦研修：インセプションレポート発表、視察、討議、アクションプラン作成・発表
3. 来日後遠隔研修①：アクションプラン実施状況発表、フィードバック
4. 来日後遠隔研修②：アクションプラン実施状況発表、フィードバック

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等について対面・オンデマンド等にてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年4月1日～2026年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

本研修コースに関し、以下の業務を含む一連の業務を実施する。

(3) 詳細

1. 来日及び遠隔研修の準備・実施
2. 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
3. 講師・見学先・実習先及び遠隔教材作成に必要な撮影先等の選定
4. 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
5. 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
6. 講師・見学先・遠隔研修教材作成に必要な撮影先等への連絡・確認

7. JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
8. 講義室・会場等の手配
9. 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
10. 研修教材、テキストの選定と準備（印刷業務を含む）
11. 講師への参考資料（テキスト等）の送付
12. 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
13. 講師・見学先・遠隔研修教材作成に必要な撮影先や情報収集先への手配結果の報告
14. 教材（テキスト及び講義映像）を研修員が利用できるようにするための処理（ポータルサイトなどへのアップロードなど）
15. 研修監理員との連絡調整
16. プログラム・オリエンテーションの実施
17. 研修員の技術レベルの把握
18. アクション作成指導
19. 研修員作成の技術レポート等の評価
20. 研修員からの技術的質問への回答
21. 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
22. 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
23. 閉講式実施補佐
24. 研修監理員からの報告聴取
25. 講師・見学先・遠隔研修教材作成に必要な撮影先や情報収集先への謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
26. 業務提出物、業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
27. 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって西語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員ならびに研修監理員の研修旅行にかかる国内移動・宿泊につい

ては、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。受託者側で手配することも可能です。

- (3) 本業務概要は予定段階のため、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上